みんなの声

傍聴者より

初めて実際に会議を傍聴しましたが、言葉の強弱や間の取り方などで答弁されている方のやる気や本気度などが伺えるなと思いました。

また、質問に対する回答だけではなく、プラスアルファの取り組みを付け加えて回答される方もおられ、好感がもてました。

傍聴者より

現在の市政方針、行政運営を資している一般質問がありますが、問題提起される議員自ら進んでリーダーシップを発揮し、首長となり、改革をされるご意志はないのでしょうか。議員として既議案は議決された内容に対し、より良くなるべく資していただきたい。

発言席での答弁を受ける際、市民の代表として発言者としての態度、姿勢を改めていただきたい。

≪皆さんの声をお聞かせください≫

「議会のひろば」を読んだ感想や意見をお送りください。

もれなく菊川市議会特製“きくのんクリアファイル”をプレゼント!!

●**メール**　gikai@city.kikugawa.shizuoka.jp
●**ＦＡＸ**　(0537) 35－2116
●**郵送先**　〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地
※議会への要望や意見なども受け付けています。

メール送信はこちらのＱＲコードを読み取ると便利です

議会豆知識

「政務活動費」

平成12年に議員立法により「政務調査費」が創設。その後、平成24年の地方自治法改正により「政務活動費」へ名称変更するとともに、充当可能範囲が「調査研究」から「調査研究その他の活動」へと拡大されました。

菊川市では、平成21年3月に条例を制定し4月から支給されています。

◆金額は？

議員1人につき年額10万円。

◆いつ交付されるの？

4月初めに申請に基づいて、会派または会派に属していない議員に対して交付されています。

◆何に使うの？

会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請・陳情のほか各種会議への参加など、市政の課題解決や、市民の意思を把握し、市政に反映するための活動等が対象になります。市が抱える問題を解決し、よりよい政策を実現するために、必要な調査・研究を行うための経費に活用しています。なお、政党活動や選挙活動、後援会活動、個人的な活動のための経費等には利用できません。

菊川市では、研修等への参加や講師を招いた勉強会の開催、会派の広報活動等に活用しています。新型コロナウイルス感染症流行後は、オンライン研修への参加や県内の研修会への参加等コロナに配慮しながら活動しております。

◆収支報告は？

毎年度終了後に、全ての支出の領収書を添え収支報告を行います。また、ホームページでも公開しています。

政務活動費は、より良い市政実現のための調査や研究、研修等に活用していますが、残余金があった場合は市に返還します。